

(第八部)

第二回参議院労働委員会會議録第七号

(二五〇)

付託事件

○職業安定法案(内閣送付)

○労働基準法の適用除外規定設定に関する陳情(第二百五十二號)

○失業手当法案(内閣送付)

○失業保険法案(内閣送付)

昭和二十二年九月二十二日(月曜)午前十時四十分開會

本日の會議に付した事件

○職業安定法案

○委員長(原虎一君) どうもお待たせいたしました。只今から委員會を開會いたします。本日は職業安定法案の第四章、二十六条にござります。雜則に對する質疑應答をいたすことにいたします。念のために申し上げますが、第四十九條の二行目の中頃から下でござります。當該官吏をして、その事務所又は事務所に臨檢し、となつておりますが、上の方の「事務所」は「事業所」又は「事務所」に臨檢し、というものが本當で、誤植になつております。

第四章雜則について特に御質問がないようですと、五章は先日いたしましたから附則だけになります。しかし五章にも、先日は短時間でありましたから十分質問がなされてないかと思ひますので、五章と附則について御質問を願へばこれと終ると思ひます。

○赤松常子君 ちよつと字句のことでございますが、二十九ページの第五十四條の最初の一行に、半ば以降に「及び労働力を事業に定着させることによつて」とござりますが、非常に労働者

というものを物的に見ての「労働力を事業に定着させる」というような表現を改めて、「労働者を事業に安定させる」と言つてよろしいのではないでしようか、ちよつと字句の訂正でございます。

○政府委員(上山顯君) 只今のお尋ねの點、字句の點でございますから、特にこだわつてどう申す積りはございませんが、只今「労働力」とか、「労働」とか……「労働は勿論御異議もないと思ひますが、「労働力」というようなことは、一般に使つておる言葉でございます。まして、實は本法でも、第一條から「労働力を充足」とか、第四條あたりにも「労働力を最も有効に發揮させる」という言葉があるのでございます。それで第一條あたりにつきましても、憲法にもござりまする「勤勞」という言葉を使つたらどうかという考へ方もあつたのでござりますが、労働基準法が全部「労働」という言葉で通してござりますので、むしろ「勤勞」を避けて「労働力」という言葉でござりまする「労働力」というような言葉を御使ひしたような次第でござります。御了承願ひたいと思ひます。

○赤松常子君 それもよく存じておりますが、できるだけなと申しまして、うか、そういう表現が餘り無理でないというところはそれで宜しうござりますけれども、なにか「定着」というようなことが非常に物と見るような觀念が強いものですから、特に申したのでござります。前後の字句の使ひ方によつて、「労働力」という言葉が、そう物的

でない場合はいと思つておりますが、次に「定着」というようなことがあつるものですから、そう申したのでござります。

○委員長(原虎一君) その外にござりませんか。

○栗山眞夫君 五十五條につきましてちよつと大臣の考へを伺いたしたいと思います。五十五條によりまして、「この法律を施行するため必要な經費を支出しなければならぬ。當然のことでありまして、大きな原則がこゝで定められておるわけでありまして、從來やまやましたとすると、いろいろな出先機關に各方面からの寄附金を半ば強制的に募集せられまして、そうしてそのために厳正中立であり、權威を以て處理しなければならぬ行政を、ややもすると不明朗化に導きまされた例は多々あるのではありませんか、そういうことを完全に防止するといふ見地から、かようにいたされまして、そういふ意味は分るのであります。問題は、これをいかにして強力にこの條文が、つちりとマッチし得るやうに、その根本精神に則りまして、實踐するかどうかというところにあるかと思ひます。

○赤松常子君 一昨日でありましたか、私の選挙區から上京しました者から實に意外なことを聞いたのであります。それは愛知縣の豊橋方面の出来事なのであります。労働基準監督署の設置のために、出先の官吏の方が各方面へ寄附を相當強く要請せられた向きがあるのではありませんか。そうしてその

一應の形が整いましたところで、寄附先の方々を招待せられまして、一つの會合を持たれたのであります。その席上であつた、寄附主の外に労働組合出身の方が入つておりましたのを、その係の方々は御承知なく、純寄附主、いわゆる労働組合員でない人々だけの會合といふやうな都合にお考へになりました。その席上であつたやうなことを係官が發言されたのであります。それは寄附に對する謝辭を述べまして、そして監督署の今後の方針として、若し労働組合側から特別な苦情が出ない限りにおいては、あなたの方のおやりになることは十分に意を酌んで處理するであらうといふやうなことを述べられたといふことである。出先の、私の知つております労働組合の人々、非常にこの問題を聞きまして、その會合で直接係官にも見解の餘りにも非常識であることを責めたのでござりますが、更に現在も上京してそのことをくれぐれも私に申傳へて参つたのであります。若しもこに行われたやうなことが今後各方面において行われるといふやうなことがありましたならば、この問題は唯單にその、今例に挙げましたところの基準監督署の問題でなくて、少くとも厳正中立を標榜し、しかも過日山田委員から今後の労働行政は曾ての慈善事業であつてはならないといふことが指摘せられましたけれども、併しその仕事の積極的な開拓の面においてさういふことを指摘せられたのであります。選

當の内容におきましては、慈善事業よりも、もつと掘下げた親切な態度で臨まなければならぬといふやうに考へるのではありませんか、いさゝか、しないかの途端においてこのやうなことが行われておるといふことを聞きますと、誠に遺憾に堪へないと思ひます。私は更に昨日私に傳へられました労働組合の役員に對しまして、事細かに實情を訓べて報告するやうに依頼をいたして置きました。他日機會があらまされたらばお耳に入れたと思つておるのではありませんが、過日米澤大臣は、一切の寄附行為は中止するやうに指令したといふことを仰しやつておりました。それが途中でこゝういふ具合にばやけておるといふことは、結局法律によつて決定したところの政府機關は、地方の出先の係官としては、どうしても職責上完成しなければならぬといふ義務があると思ひます。そうしてそのために若し國庫が十分な費用を支出しないならば、勢いこゝういふやうな羽目に陥らざるを得ないと思ひます。従ひまして只今申上げました實例も一つの参考とされまして、今後果して労働省は、この五十五條の定め通りに十分なる費用を出すとこの責任を感じ、且つそれに対して積極的な努力をされるかどうか。若しそれができなかつたときにどういふやうな態度をお取りになるか、その點をお伺ひしたいと思ひるのであります。

○國務大臣(米澤滿亮君) 只今栗山さ

んの御發言は極めて重大でございますし、實は職業安定事業ばかりでなく、労働基準法に基づく出先機関が、そういうような寄附行為をすることは甚だよろしくないということで、私が労働大臣に任官した翌日、即ち九月の二日に、嚴重なる通達を地方出先の責任者に出した。なぜかというと、當時私、労働省の發足する前の國務大臣の當時に、或る縣で、その縣へ行つた機會に、労働基準局をその縣に設ける。その監督署をその土地に設けることとの交換問題として寄附を豫約しておつたというのを聞いて、市長から聞いてある事柄とその縣の地方労働基準局長からの報告との間に多少の食い違ひがございまして、いづれにしてもどちらが言ひ出したかどうかということとは別問題であるが、いづれにしても寄附行為の内約があつたということを聞いて、これを直ちに全國的な問題に私としては取扱ひなければならぬ。その縣が一つの例になつて、これに倣う縣ができて来たらいかにいいので、嚴重なる、こういうことよくないといふことの通告を出したのであります。

併しこれは栗山さん御指摘の通り、そういう寄附行為を止めて置きながら、段々その縣に労働基準局なり、或は地方職業安定所の出先機関を運営して行くのに、本年の豫算で賄うことができない場合においては、これはどうして中央政府の責任になるのでありまして、政府は……労働省は現在追加豫算の中に、地方出先機関として、地方労働基準局、職業安定所の運営に最低限度必要な費用を目下追加豫算として大蔵省に折衝中でございます。

れができないときには、即ちその追加豫算の請求が大蔵省によつて應入れられないときには、どうするかといふことでございまして、私はどういふ場合においては、豫備金からでも非常支出をして賄うという覚悟を持つておる者でございます。簡單ですが、お答えいたす次第であります。

○委員長(原虎一君) その他にございせんか。

○深川タマエ君 せんだつての、横濱の職業安定所とそれから横須賀の方の見學に参りましたときに、神奈川県縣廳のお役人様が一緒にお集りになつた席で、特にあちらの人から依頼を受けたので特に御報告申し上げるのではありませんが、職業安定所の出先とそれから基準局のあれとが、二本立になつているので、極めて仕事にしくつて仕様がなない。あれはこういうふうによつて賄うと、内容が分らなくて仕様がなから、是非委員会のときに報告してくれといわれましたから申上げて置きます。

○國務大臣(米澤清亮君) これはたびたび申上げた記憶しておるのであります。労働基準局はこれはどうして一つの單獨の獨立の労働行政機關として中央から地方に移管せよという命令で、これは止むを得ないと思ひます。唯職業紹介の點については從來もやつておる通り、今後大體そつちに委託する考を持つておるのであります。勿論職業安定所というものも作つて参るのですが、大體その事務所は縣の所在地においては縣廳の中へ、地方においては、その地方の地方事務所であるとか、市町村と連絡をとつて、身分は労働省の役人でございますが、給

與等はやはり縣知事に送つて縣知事から支給してもらう。事務費等につきましても、中央から流すものも、又若干都道府縣でこれに支給する、支拂をする事務費も、合せて縣知事の方から出してもらうというふうな實際上の事務の取扱をしていられるのであります。職業安定所に關する限りは、縣の職業紹介に關する事務を行つていられると十分な連絡をとつて、或るべく同調してやつていく方針を中央から地方へ言ひ渡してあるのであります。この點は中央の出先機関が地方の行政機關と連絡を生ずるおそれは恐らくないだろうと考へております。ただ労働基準局の出先機関と一緒にやるというところは、さつき申上げたような具合で、どうしてもしは基準局の仕事と職業紹介の仕事とをこのすから違ひるので、これは同じ系統でこれを綜合せしめることは困難である。この點は御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(原虎一君) 質問を打切つてよろしくございませうか。……別に御異議もないようでございますから、一應これで豫備審査のための質疑を打ち切ります。あとは御討議を願ひたいと思ひます。と申しますのは、明日の衆議院の本會議に衆議院の労働委員會から本案を提案されて決定を見るようでありますから、その前にできるだけ當院の委員會における綜合的意見が決まりました方がよくはないかと考へます。質問がなければ政府委員の退場を願ひたいと思ひますが、よろしくございませうか。

○赤松常子君 この秘密の嚴守の方でございますが、市町村長の職務の中

に、いろいろ問合せがあつた場合の報告をする義務がございします。勿論これはいいことでございしますけれども、やはり必要以上に、なんと申しましようか、その人の身分、或いは部落出身であるとか、或いは前に刑罰を受けたとか、或いはその前の職場の失策、落度を誇張して報告するとか、そういうふうなことは、今はその人が改心しておりましたも、そういうことのために非常に不利な立場に追い込まれる例が随分今までございました。今はそういうような部落のことを云々する人はないだろうといふことは一應常識になつておりますけれども、實際問題といたしまして、なか／＼これは職場では重しに考へておる問題でございします。若しも秘密が洩れた場合の罰則というよりなものは、どういふふうになるのか、ございませうか。これにはそういう罰則の該當がないのでございしますけれども、ちよつとお聴きしたいと思ひます。

○政府委員(上山顯君) お答え申し上げます。これについては罰則の規定はございしません。但し政府の行政監督をいたしましては、これは政府の行政監督をいたしまして十分注意いたすつもりでございします。それから許可を受けまして募集とか、紹介とか、供給業をやるといふような者が萬一そういうことをいたすといふようなことでございしますと、許可の取消といふような處分もいたしたいと思つておるのであります。十分遺憾のないようにいたしたいと思つております。規定の上では罰則は設けてございせん。

○赤松常子君 若しそういう場合に、労働者が申し出るところが、民法やそ

ういつた面での點で個人の名譽毀損で訴えてもよろしいと思ひますけれども、そういうような今までのちよつと煩わしい手續を経ませんでも、こういうようなことを申し出る窓口といふようなものはございませうか。そういうところを簡單に設けて頂きたいと思ひます。

○政府委員(上山顯君) それは安定所等の仕事でありますれば、直接安定所にお出で願ひまして、仰しやつて頂いても結構でありますし、安定所の監督官廳である府縣の職業安定課長というところへ書面等で仰しやつて頂いても結構でございしますし、その他民間の營む事業につきましては、これ又府縣なり、安定所なりがいろいろ監督の仕事をやつておりますので、そういうところにも申し出て頂きたいと思ひます。

○赤松常子君 今までのやうなことで随分申し出ましても、法律の規定がないからと言つて逃げられておりましたけれども、この法律の中にせよそういう罰則を入れるよう強く要望いたします。

○政府委員(上山顯君) 罰則は設けてございせんが、五十一條に、そういう義務をはつきり法律で規定しておるわけでありまして、只今の點につきましては、今申したやうな行政官廳なり、その他の方法によりまして、十分この規定が施行されるように努力いたしたいと思ひます。

○委員長(原虎一君) あとから御出席の方があるやうであります。第四章、罰則以下の質疑應答はほとんど終つたのであります。特に御發言がなければこの程度で質疑を打ち切りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

して大蔵省に折衝中でございます。こ

分は労働省の役人でございますが、給

でございますが、市町村長の職務の中

労働者が申し出るところが、民法やそ

ますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○委員長（原虎一君）御異議ないものと認めまして、豫備審査のための質疑を打ち切ることにいたします。それでは今日はこれで散會いたします。

午前十一時二十八分散會

出席者は左の通り。

委員長 原 虎一君
理事

堀 末治君
小川 久義君
栗山 良夫君

委員

赤松 常子君
木下 盛雄君
紅露 みつ君
深川タマエ君
早川 慎一君
坂井 伊介君
藤沢眞六郎君
松井 道夫君
岩間 正男君

國務大臣

労働大臣 米窪 滿亮君

政府委員

労働事務官 上山 顯君

昭和二十二年十一月二十四日印刷

昭和二十二年十一月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局